

中間前払金制度のご案内

1. 中間前払金とは

当初の前払金に加えて、工事途中で請負金額の20%の支払を簡単・簡便に受取れる制度です。

部分払(中間金)
とは違います!

2. 中間前払金と部分払(中間金)との違い

	中間前払金	部分払
請求時の 出来高検査	不要 (書類審査で可)	必要 (現場における出来高検査を行い、金額を算定)
支払する条件	(当初前払金を請求したのち) 工期の1/2を経過 工期の1/2で実施すべき作業が終了 出来高が1/2以上	支払請求に相当すると判断される進捗が金額面で上がったとき



ここがPOINT!

部分払と異なり出来高検査が不要なため、発注者で行う手続きは中間前払金の方が格段に少なく、事務効率化が図れます。

3. 中間前払金メリット

工期後半のお客さまの資金需要に素早く対応!

手続は書類審査のみなので、部分払に比べお客さまの資金需要に素早く対応出来ます。これにより、工期後半の円滑な施工が期待できます。

保証料が低廉です!! (保証料率は、一律0.065%)

中間前払金	200万円	300万円	400万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円
保証料	1,300円	1,900円	2,600円	3,200円	5,200円	6,500円	9,700円

手続きが簡単です!!



お次項は裏面をご参照ください!

4. 中間前払金の手続きの流れ（青森県の場合）

【提出書類（お客さま 発注者）】
中間前払と部分払の選択に係る届出書



ここがPOINT！

請負契約締結の際、「中間前払と部分払の選択に係る届出書」で「**中間前払**」に を付してください。

【提出書類（お客さま 発注者）】
認定請求書、工事履行報告書

約1週間

【受領書類（発注者 お客さま）】
認定調書



ここがPOINT！

発注者による認定手続きは、書類上での審査ですので現場において**出来高検査は行いません**。

【提出書類（お客さま 保証会社）】
認定証書の写し
保証申込書、前払金使途内訳明細書



ここがPOINT！

前払金使途内訳明細書に**支払先確認書類**の添付は**不要**です。

【提出書類（お客さま 発注者）】
中間前払金請求書、中間前払金保証証書

約2週間

【提出書類（お客さま 金融機関）】
預託金払出依頼書



ここがPOINT！

預託金払出依頼書に**証明資料**の添付は**不要**です。

【問合せ先】



東日本建設業保証(株)青森支店

〒030-0803 青森市安方2-9-13

TEL:017-722-7262 FAX:0120-027-208